

医療観察法棟

医療観察制度における

入院処遇の実際と課題

対象者の経験から考える



入院処遇
社会復帰
文
プログラム
反省



医療観察

事前申込
不要

2020年6月28日(日)

13:30開場

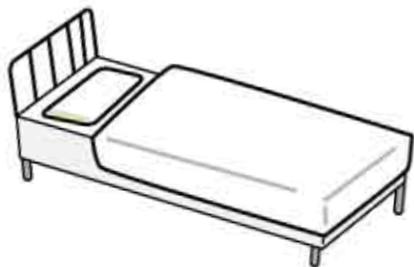
14:00-16:00

京都市みぶ身体障害者福祉会館
研修室1

主催 立命館大学生存学研究所

- 後援 (調整中)
- 京都ユーザーネットワーク
 - 京都精神保健福祉士協会
 - 京都精神保健福祉施設協議会
 - 京都精神神経科診療所協会
 - 社団法人京都精神保健福祉推進家族会連合会
 - 全国「精神病」者集団
 - 認定NPO法人大阪精神医療人権センター
 - 障害者権利条約の批准と完全実施を目指す京都実行委員会

問い合わせ先: 担当 桐原尚之 ☎ 080-6004-6848 ✉ scp_kirihara@yahoo.co.jp



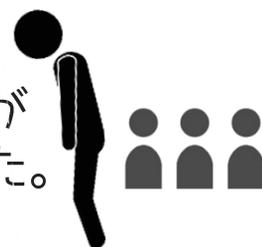
医療観察法は、心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者に対して適切な医療を提供し社会復帰を促進することを目的に、2003年に7月に成立し、2005年7月から施行されました。

対象者の入院医療については、国公立の指定入院医療機関で適切な処遇を実施することとされ、2019年4月1日時点で33カ所に予備病床も含む833病床が整備されています。



京都府では、「医療観察制度運用に関する今後のあり方意見交換会」が開催され、その取りまとめが発表されました。

意見交換会は、精神障害の当事者や対象者の意見が聞かれないままに進められて取りまとめられました。



医療観察法をめぐる問題について、当事者の経験を手がかりに、私たちがどのように捉え、これから何をどのように取り組んでいけばよいのかを、みなさんと一緒に考えたいと思います。

1 「医療観察制度運用に関する今後のあり方意見交換会」での議論の報告

2 対象者の講演
医療観察法の入院処遇の経験

医療観察法の対象者にされて入院処遇を経験した**当事者の体験談**。

その経験をお聞きしながら、これからのことを一緒に考えましょう。



みなさまのご参加をお待ちしております。

可能な限り教室の換気に努めます。
必ずマスク着用と温度調整のしやすい服装等でお越しください。

